

非居住者による中国国内の技術指導・コンサル業務に対するPE認定基準の変更

担当者：平出

2018年2月12日に、『税収協定執行に関する若干の問題についての公告（国家税務総局公告【2018】第11号）』が公布され、非居住者（日本親会社など）が中国国内で行なう技術指導・コンサルティング業務に対するPE認定についての「期間」のカウント方法が2018年4月1日より変更されることとなります。

なお、香港と中国、シンガポールと中国の間ではすでにそれぞれの租税協定でPE認定も「183日」を基準とすることが定められていましたが、この第11号通知により、その他の国との租税協定・租税条約においても、同じ基準で判断されることとなります。

■ 変更内容について

これまで、恒久的施設（PE：Permanent Establishment）条項において、労務活動によるPE認定に関して、「任意の12ヶ月中に連続もしくは累計で6ヶ月を超過する」と標記されていたものを「任意の12ヶ月中に連続もしくは累計で183日を超過する」という表現のしかたにより執行すると規定しています。

■ PE認定と課税

非居住者である日本親会社が中国子会社と技術支援契約を締結して、親会社の技術系社員出張者を中国に派遣して、技術指導を行い、その対価を中国子会社との間で精算するということが、特に製造業などではよくみられます。

この技術支援契約による中国国内における役務提供業務が、「連続する12ヶ月の間に6ヶ月を超過する」内容の業務であった場合には、日本親会社が中国の税務上PE認定を受けて、中国子会社から支払われる役務提供報酬について、一定のみなし利益率によりみなし利益を算定して、中国の企業所得税の税率である25%の税率でそのみなし利益に対して企業所得税の源泉徴収が行なわれます。また国税でPE認定された結果、中国に来て役務提供を行なった技術系社員出張者については、「短期出張者の183日免税ルール」の適用ができなくなり、その出張者個人の暦年における中国滞在日数が183日以内であっても、日本親会社で支給されている給与について、中国滞在日数に応じて個人所得税を中国で申告納税する必要が生じることとなります。

■ PE 認定における期間ルールの意義

これまでの「連続する 12 ヶ月の間に 6 ヶ月を超過する」の「6 ヶ月」のカウンターのしかたは、その月に 1 日でも滞在すれば、1 ヶ月とカウントされますので、実際には契約期間中に、数日しか滞在していなくても、「6 ヶ月超」としてカウントされるケースが生じていました。

今回の PE 認定のルール変更により、日数の累計でカウントして 183 日を超過したかどうかで判定をすることになりますので、これまでよりは合理的な理屈にかなった判定基準になったといえます。

なお、累積 183 日超のカウントは、従業員個々の滞在日数の集計ではなく、業務単位で日数集計します。

(例)

- ・出張者 10 人が全員同期間 10 日間中国で業務を行った場合⇒10 日としてカウント
- ・出張者 10 人が 30 日間交代制にて中国で業務を行った場合⇒30 日としてカウント

■ 出張者の中国での個人所得税申告義務との関係

PE に認定ルールが上記のとおりが変わっても、役務提供契約について PE 認定を受けた場合には、その役務提供を中国国内で行なった各個人の中国滞在日数が暦年で 183 日以下であっても、日本親会社で支給されている給与について、中国滞在日数に応じて個人所得税を中国で申告納税する義務があります。

たとえば、年度（12 月 31 日）を跨いで行なわれる役務提供で PE 認定があった場合には、暦年でみれば滞在が 183 日以下でも、各年度について個人所得税の申告が必要です。